

弘前大学附属図書館ラーニング・コモンズ利用要項

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、弘前大学附属図書館本館におけるラーニング・コモンズの利用に関し、必要な事項について定める。

(ラーニング・コモンズの範囲)

第 2 条 ラーニング・コモンズとは、次の各号に掲げる部屋をいう。

- (1) アクティブ・ラーニング・エリア
- (2) グループ・ラーニング・ルーム
- (3) オープンラウンジ
- (4) グローバル・スクエア
- (5) プレゼンテーション・スタジオ
- (6) リーディング・ルーム

(利用対象者)

第 3 条 ラーニング・コモンズを利用できる者は、弘前大学附属図書館利用細則（以下「利用細則」という。）第 2 条第 1 号から第 5 号に定める、本学学生、教職員及びそれに準ずる者並びに本学名誉教授とする。

- 2 利用細則第 2 条第 6 号に定める一般利用者（前項に規定する利用者の利用を妨げない範囲で、アクティブ・ラーニング・エリア、オープンラウンジ、グローバル・スクエア及びリーディング・ルームを利用できるものとする。）
- 3 その他館長が必要と認めた者

(利用の目的)

第 4 条 ラーニング・コモンズは、本学学生の学修活動を支援する施設として、次の各号に掲げるものについて利用できるものとする。

- (1) 個人またはグループによる学修
- (2) 図書館資料及び情報検索を目的とした授業活動
- (3) 学生を対象とした講習会、セミナー、ワークショップ等
- (4) その他館長が認めた活動

(利用時間)

第 5 条 ラーニング・コモンズの利用時間は、利用細則第 5 条に定める開館時間と同一とする。

- 2 グループ・ラーニング・ルーム及びプレゼンテーション・スタジオの予約は最大 3 時間までとする。ただし、利用目的により、予約時間の延長を許可することがある。

(利用手続き)

第6条 グループ・ラーニング・ルーム及びプレゼンテーション・スタジオを利用する場合は、事前に Web による施設予約での申込み又はカウンターで予約するものとする。なお、貸出用 PC、電子ホワイトボード、プロジェクター等が必要な場合は、予約時に機器類も一緒に申し込むものとする。

2 前項に定める部屋以外は、事前の申込みなしに自由に利用できるものとする。ただし、利用の予約を希望するときは、事前にカウンターで予約するものとする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、図書館職員の指示に従うものとし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 携帯電話による通話
- (2) その他周囲の利用者の迷惑となる行為

(弁償及び利用制限)

第8条 使用者は、施設、備品及び機器類を汚破損した場合は、現物及び同等品をもって弁償しなければならない。

2 館長は、違反行為が確認された場合は、直ちに違反行為者を退館させ、当分の間図書館の利用を停止させることができる。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。